

国立国会図書館

平成 28 年度税制改正案の概要

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 891 (2016. 2. 1.)

- | | |
|----------------------|---------|
| はじめに | 2 今後の論点 |
| I 税制改正議論の経過等 | おわりに |
| II 平成 28 年度税制改正大綱の内容 | |
| 1 消費税の軽減税率 | |
| 2 法人関連税制 | |
| 3 地方関連税制 | |
| 4 自動車関連税制 | |
| 5 その他 | |
| III 論評と今後の論点 | |
| 1 論評 | |

- 平成 27 年 12 月 16 日に、自由民主党・公明党により平成 28 年度税制改正大綱が決定され、平成 28 年度の税制改正の方向性が示された。
- 平成 29 年 4 月から、酒・外食を除く飲食料品および定期購読の新聞について消費税の軽減税率（8%）を導入するとしている。また、平成 33 年 4 月から適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を導入するとしている。
- 国・地方を通じた法人実効税率を、現行の 32.11%から、平成 28 年度に 29.97%、平成 30 年度に 29.74%に引き下げるとしている。税率引下げに伴い、法人事業税の外形標準課税の拡大、減価償却制度の見直し、欠損金繰越控除の見直し等を行うとしている。

国立国会図書館
調査及び立法考査局財政金融課
いわみ さちお
(岩見 祥男)

第 8 9 1 号

はじめに

平成 27 年 12 月 16 日に自由民主党（以下「自民党」）・公明党により「平成 28 年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」）¹が出され、同月 24 日にその具体的な改正内容を中心とする「平成 28 年度税制改正の大綱」（以下「政府大綱」）²が閣議決定された。

今回の税制改正では、消費税の軽減税率の制度設計を巡り、自民・公明の与党内で協議が難航し、特に財源や対象品目の線引きについてはぎりぎりまで調整が行われた。法人実効税率の引下げについては、平成 27 年度税制改正に引き続き検討がなされ、前倒しで税率の引下げが盛り込まれた。

本稿では、平成 28 年度税制改正の議論の経過と、与党大綱の主な内容について整理を行う。なお、政府大綱の文書に記載されている、税制改正に伴う増減収見込額および法人税改革の概要を巻末に掲げた（巻末表 A、B、C）。

I 税制改正議論の経過等

平成 27 年度税制改正において、消費税率 10%への引上げ時期を平成 29 年 4 月に 1 年半延期し、消費税の軽減税率制度については、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」としていた³。平成 27 年の年初から自民・公明両党で協議が続けられたが、平成 26 年 12 月の衆議院議員総選挙の公約の柱として据え、導入に積極的な公明党と、複数税率による事業者の事務負担や対象品目の線引きの難しさを懸念する自民党の間で結論が得られず、合意に至らずにいた。平成 27 年 9 月には、一律に税率 10%分の消費税を課した上で、負担軽減の対象とする飲食料品については、マイナンバーの活用も視野に入れて、増税分を後から給付や還付で支給するという、日本型軽減税率案が財務省より提示された⁴。しかし、制度の複雑さやマイナンバーの情報漏えい等の懸念から世論の反対を受け、財務省案の採用には至らなかった⁵。

その後、年末にかけて、与党税制協議会および自公両党の幹事長レベルでの協議が続けられ、結論として、平成 29 年 4 月から、酒・外食を除く飲食料品および定期購読の新聞について 8%の軽減税率を導入することが決定された（与党大綱, pp.11-13, 78-80, 111-120.）。軽減税率制度の導入による減収額は約 1 兆円と見込まれている（政府大綱, p.106; 巻末表 A 参照。）。

国・地方を通じた法人実効税率については、平成 27 年度税制改正において、平成 26 年度の 34.62%から、平成 27 年度に 32.11%、平成 28 年度に 31.33%へ引き下げるとしていた。平成 28 年度税制改正では、「一億総活躍」社会の実現に向けて、アベノミクスの「新・三

* 本稿の注におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016 年 1 月 20 日である。

¹ 自由民主党・公明党「平成 28 年度税制改正大綱」2015.12.16. <http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/131061_1.pdf>

² 「平成 28 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）<http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf>

³ 自由民主党・公明党「平成 27 年度税制改正大綱」2014.12.30. <http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806_1.pdf>

⁴ 「改正動向 迷走する軽減税率論議 これまでの議論を振り返る」『税務弘報』63(12), 2015.11, pp.61-64.

⁵ 「還付案撤回 官邸が強権 菅氏「軽減税率しっかり導入」」『朝日新聞』2015.10.14.

本の矢」の1つである「希望を生み出す強い経済」を目指し、法人実効税率の引下げ幅をさらに拡大して平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%へ引き下げるとしている。また、法人課税の枠組みの中で税収中立とするため、税率の引下げに伴う代替財源として、法人事業税の外形標準課税の拡大、減価償却制度の見直し、欠損金繰越控除の見直し等を行うとしている（与党大綱, pp.3-5, 56-61.）。

自動車関連税制については、消費税率10%への引上げ時に抜本的に見直すとしていたが、平成28年度税制改正に盛り込むか否かについては、先送りを主張する自動車業界側と、先送りすれば徴税事務を行う自治体の準備が間に合わなくなると主張する、自治体・総務省側との間で意見が対立した⁶。結論としては、平成29年度から従来の自動車取得税を廃止し、自動車税および軽自動車税において、取得時に燃費性能に応じて課税する環境性能割を新たに導入するとしている（与党大綱, pp.13-14, 80-86.）。

その他主な事項としては、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設（与党大綱, pp.10, 62.）、地方法人課税の偏在是正（同, pp.9-10, 61-62.）、農地保有に係る課税の強化・軽減（同, pp.43-44.）などが挙げられる。なお、ビール類に係る酒税の見直しや、女性の就労促進を後押しする配偶者控除の見直しなどについては、平成29年度以降の税制改正に持ち越されることとなった。

II 平成28年度税制改正大綱の内容

1 消費税の軽減税率

（1）概要

社会保障と税の一体改革の枠組みの下では、低所得者に配慮する観点から、総合合算制度、給付付き税額控除制度、消費税の複数税率などについて検討するとされていた⁷。与党大綱においては、軽減税率制度には他の施策とは異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があることから、消費税率が10%に引き上げられる平成29年4月に軽減税率制度を導入するとしている。また、財政健全化目標を堅持し、平成28年度末までに歳入および歳出における取組により、安定的な恒久財源を確保するとしている（与党大綱, pp.11-13.）。

軽減税率制度の導入による家計への影響については、平成25年の家計調査に基づいた財務省の試算によると、年収200万円未満の世帯で年間8,372円、年収450万円から500万円未満の世帯で年間1万2,685円、年収1500万円以上の世帯で年間1万7,762円の負担軽減となるとされている⁸。また、軽減税率制度の導入により、その減収規模である約1兆円の負担削減になるとした場合、個人消費が0.18%押し上げられ、それを通じて実質国内総生産（GDP）が0.09%押し上げられるとの試算もある⁹。

⁶ 「自動車 燃費で非課税も 自公合意 新税率4段階」『朝日新聞』2015.12.10.

⁷ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）第7条第1号イ

⁸ 「負担減 1.2万円前後多く 軽減税率 世帯年収で9000円の差」『日本経済新聞』2016.1.6.

⁹ 永濱利廣「軽減税率導入のマクロ的影響」『Economic Trends』2015.12.10. <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2015/naga20151210keigen.pdf>>

(2) 対象品目

飲食料品等の消費実態や、低所得者対策としての有効性、事業者の事務負担等を総合的に勘案し、「酒類および外食¹⁰を除く飲食料品」および、定期購読契約が締結された週2回以上発行される「新聞」を軽減税率の対象とするとしている（与党大綱, pp.11-13, 78-80, 111-120.）。飲食料品には加工食品も含まれるため、生鮮食品との線引きの問題はなくなったが、外食が除かれるため、同じ商品であっても店内で飲食する場合は標準税率、出前や持ち帰りの場合は軽減税率が適用されることとなる¹¹。

(3) 経理方式

複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、登録を受けた適格請求書発行事業者（仮称）が交付する適格請求書（仮称）等の保存を仕入税額控除の要件とする、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成33年4月から導入するとしている。

適格請求書等保存方式を導入するまでは、経過措置として、現行の請求書等保存方式を維持し、請求書等の記載事項に、軽減税率の対象品目である旨と、税率ごとに合計した対価の額を加えたものを用いる、区分記載請求書等保存方式とするとしている。

また、売上げまたは仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対して、売上税額または仕入税額の特例を設けるとしている。売上税額の特例では、課税売上高が500万円以下の中小事業者は軽減税率制度の導入から4年間、それ以外の事業者は1年間について、売上げの一定割合を軽減税率対象品目の売上げとして税額を算定する特例¹²（いわゆる軽減税率対象売上げのみなし計算）を選択することができる。仕入税額の特例では、いずれの事業者も軽減税率制度の導入から1年間について、仕入れの一定割合を軽減税率対象品目の仕入れとして税額を算定する特例¹³（いわゆる軽減税率対象仕入れのみなし計算）または、簡易課税制度¹⁴を選択することができるとしている（与党大綱, pp.11-13, 78-80, 111-120; 図1参照。）。

経過措置は急な経理方式の変更への対応が困難な事業者への配慮とはなるものの、幅広い事業者に対して簡便な税額の計算を認めることになるため、益税¹⁵が膨らむとの指摘もなされている¹⁶。

¹⁰ 外食とは、食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供とされている（与党大綱, p.111.）。

¹¹ 「外食 法律で線引き 軽減税率 出前・持ち帰り 8% ルール周知不可欠」『読売新聞』2015.12.16.

¹² ①仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、売上げおよび仕入れに占める軽減税率対象品目の割合が概ね一致するため、仕入れを管理できる卸売事業者および小売事業者は、仕入れに占める軽減税率対象品目の割合を売上げに占める軽減税率対象品目の割合とみなして、売上税額を算定することが認められる。②仕入れた商品を加工して販売する事業者は、通常の事業を行う連続する10営業日の売上げに占める軽減税率対象品目の割合から、売上税額を算定することが認められる。③ ①・②いずれの計算も困難な事業者は、売上げに占める軽減税率対象品目の割合を50%として、売上税額を算定することが認められる。

¹³ ①売上げを管理できる卸売事業者および小売事業者は、売上げに占める軽減税率対象品目の割合を仕入れに占める軽減税率対象品目の割合とみなして、仕入税額を算定することが認められる。② ①の計算が困難な事業者は、事後選択により簡易課税制度の適用が認められる。

¹⁴ 消費税の簡易課税制度とは、売上げ500万円以下の事業者について、売上税額に事業の種類ごとに定められたみなし仕入率を乗じた額を仕入税額とみなして控除することを認める制度である。平成29年度については、特例措置として、売上げ500万円超の事業者についても認められる。

¹⁵ 事業者が事業者免税点制度や簡易課税制度等を選択した場合、消費者から受け取った消費税の全額または一部が国庫に納められず、当該事業者の手元に残ることになる。これを益税と言う。

¹⁶ 「軽減税率 食品全般は8%に みなし課税、大企業も 経理方式、2段階で変更」『日本経済新聞』2015.12.17.

図1 消費税の経理方式の見直しの概要

| 年間売上高 | 現在 | | 平成29年4月～ | | 平成33年4月～ |
|----------|-----------|-------------------------|--------------|--|-----------------|
| | 請求書等保存方式 | | 区分記載請求書等保存方式 | | 適格請求書等保存方式 |
| 5000万円超 | 請求書等で税額計算 | | 売上税額 | 区分記載請求書等で税額計算 みなし計算（1年間のみ）も選択可 | 適格請求書等で 税額計算 |
| | | | 仕入税額 | 区分記載請求書等で税額計算 みなし計算または簡易課税制度※1 （1年間のみ）も選択可 | |
| 5000万円以下 | 売上税額 | 請求書等で税額計算 | 売上税額 | 区分記載請求書等で税額計算 みなし計算（4年間）も選択可 | 適格請求書等で 税額計算 |
| | 仕入税額 | 請求書等で税額計算 簡易課税制度も選択可 | 仕入税額 | 区分記載請求書等で税額計算 みなし計算または簡易課税制度 （1年間のみ）も選択可 | |
| 1000万円以下 | 事業者免税点制度 | | 事業者免税点制度 | | 事業者免税点制度 ※2 |

※1 簡易課税制度については平成30年度以降に見直しとしている。

※2 適格請求書等保存方式では免税事業者から仕入れた場合は仕入税額控除ができない。経過措置として、平成33年4月以降の3年間は、消費税相当額の80%、その後の3年間は50%について仕入税額控除ができるとしている。

（出典）筆者作成。

2 法人関連税制

（1）法人実効税率の引下げと改革の概要

課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考えの下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革をさらに推進するとしている。生産性向上のための設備投資促進税制の廃止、減価償却制度の見直し、欠損金繰越控除の見直し等により財源を確保し、法人税率（国税）を現行の23.9%から、平成28年度に23.4%、平成30年度に23.2%へ引き下げる。外形標準課税の拡大による法人事業税の所得割の税率引下げ分も合わせると、国・地方を通じた法人実効税率を、現行の32.11%から、平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%へ引き下げるとしている。この改正により、平成27年度税制改正大綱において目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現することとなる（与党大綱, pp.3-5.）。

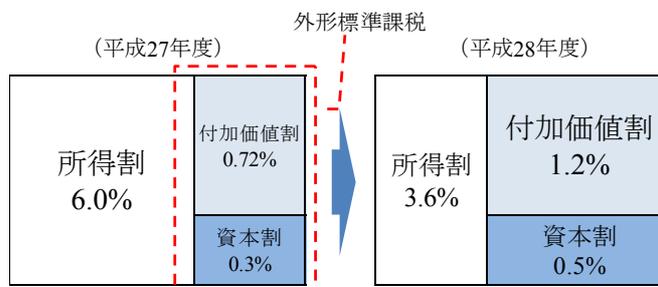
（2）外形標準課税の拡大

（i）外形標準課税の拡大

資本金1億円超の企業の法人事業税（道府県税）は、法人の所得に対して課される「所得割」、給与報酬等の収益配分額に単年度損益を加減算したものに対して課される「付加価値割」、資本金等の金額に対して課される「資本割」の3つから成る。付加価値割および資本割を合わせたものが、いわゆる法人事業税の外形標準課税とされている。

平成28年度税制改正では、平成27年度時点で法人事業税の8分の3の割合となっている外形標準課税について、平成28年度から8分の5まで拡大する

図2 外形標準課税の概念図



※上図の「所得割」の税率は、年800万円超の所得に係る税率である。なお、この税率は地方法人特別税を含めたものである。（出典）筆者作成。

としている¹⁷。この見直しにより、平成 28 年度の付加価値割の税率は 1.2%（平成 27 年度は 0.72%）、資本割の税率は 0.5%（平成 27 年度は 0.3%）に引き上げられる。一方で、所得割の税率は 3.6%（平成 27 年度は 6.0%）に引き下げられる（与党大綱, pp.58-60; 図 2 参照。）。この改正により、法人事業税収の中立を保ったまま、3900 億円分の法人実効税率引下げの財源が確保されることとなる¹⁸（政府大綱, pp.107-108; 巻末表 B, C 参照。）。

（ii）中堅企業に対する緩和措置

外形標準課税の拡大は、稼ぐ力を持った黒字額の大きい企業は減税となる一方で、赤字企業にとっては増税となる。外形標準課税の対象となる企業は約 2 万 3000 社あり、そのうちの約 9 割に当たる約 2 万社が増税となるとの見通しもある¹⁹。このため、地域で雇用を支える中堅企業に配慮して、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間に限り、資本金 1 億円超の普通法人のうち、当該事業年度における付加価値額が 40 億円未満の法人について、改定後の事業税額が平成 27 年度末の税率で算定した金額を超える場合、その一部を免除している。付加価値額が 30 億円以下の法人については、平成 28 年度は超過額の 75%、平成 29 年度は 50%、平成 30 年度は 25%を免除でき、付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人については、付加価値額に応じて免除できる金額が漸減する仕組みとしている（与党大綱, pp.59-60.）。

（3）減価償却方法の見直し

現行の資産の減価償却方法は、建物は定額法²⁰のみ、その他の有形資産については定額法または定率法²¹の選択が可能となっている。企業はその時々の損益状況に応じ、節税効果の観点から償却方法を選択する場合が少なくなく、税制本来の在り方からすると適切ではないとの指摘がなされていた²²。

与党大綱では、平成 28 年度以降に取得する、鉱業用以外の建物附属設備および構築物の償却方法について、定率法を廃止し定額法とする。鉱業用の建物、建物附属設備および構築物の償却方法については、定率法を廃止し定額法または生産高比例法²³とするとしている（与党大綱, p.57.）。この改正により、650 億円の税収増が見込まれている（政府大綱,

¹⁷ 外形標準課税は平成 26 年度までは法人事業税の 4 分の 1 の割合であったが、平成 27 年度税制改正において、平成 27 年度に 8 分の 3、平成 28 年度に 2 分の 1 まで拡大するとされていた。平成 28 年度税制改正では、外形標準課税の拡大幅を広げ、8 分の 5 まで拡大することが盛り込まれた。

¹⁸ 法人事業税のうち「所得割」のみが、国・地方を通じた法人実効税率に算入され、「付加価値割」および「資本割」である外形標準課税は算入されない。このため、外形標準課税を拡大し、所得割を縮小することにより、結果として法人実効税率を引き下げることが可能となる。

¹⁹ 総務省と経済産業省の推計によると、法人事業税の見直しにより、外形標準課税の対象となる企業のうち、課税所得が 10 億円を超える黒字額の大きい企業（約 3,000 社）は 1 社当たり平均 4500 万円の減税、課税所得が 10 億円以下の黒字企業（約 1 万 4000 社）は 1 社当たり平均 530 万円の増税となる。また、赤字企業（約 6,000 社）については、1 社当たり平均 1500 万円の増税となる見通しである（「外形標準課税 緩和策 政府方針 中堅企業 3 年限定」『読売新聞』2015.12.10.）。

²⁰ 定額法では、資産の取得価額に一定の償却率を乗じて当該年分の償却費を算出する。このため、償却費の額は原則として毎年同額となる。

²¹ 定率法では、資産の未償却残高（取得価額から前年までの償却費の合計額を控除したもの）に一定の償却率を乗じて当該年分の償却費を算出する。このため、償却費の額は初めの年ほど多く、年とともに減少する。

²² 税制調査会「租税特別措置と減価償却制度の論点」（第 3 回法人課税ディスカッショングループ資料）2014. 4.14. <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2014/_icsFiles/afiedfile/2014/04/12/26dis33kai2.pdf>

²³ 生産高比例法では、取得価額から残存価額を控除したものに、当期の利用量を総利用可能量で除して算出した当該固定資産の利用度を乗じて当該年分の償却費を算出する。

pp.106, 108; 巻末表 A, C 参照。)

(4) 欠損金繰越控除の見直し

資本金1億円超の企業は、各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度で、青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額について、各事業年度の所得金額の一定割合を限度として、損金に算入することができる。繰越可能な期間は、平成27年度において9年となっている。

与党大綱では、損金算入可能な限度額を段階的に引き下げるとしており、平成27年度までは現行の65%、平成28年度は60%、平成29年度は55%、平成30年度以降は50%までを上限とするとしている。また、繰越可能な期間については、平成30年度から10年に延長するとしている(与党大綱, pp.57-58.)。なお、中小法人等の欠損金の控除限度額については、当期の所得の全額のまま変更はない。

この改正により、平成28年度については、760億円の税収増が見込まれている(政府大綱, p.108; 巻末表 C 参照。)

(5) 生産性向上設備投資促進税制の見直し

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度(生産性向上設備投資促進税制²⁴)は適用期限である平成28年度末をもって廃止するとしている(与党大綱, pp.60-61.)。これにより、2410億円の税収増が見込まれている(政府大綱, pp.106, 108; 巻末表 A, C 参照。)

3 地方関連税制

(1) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げて当該事業を推進することができるよう、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を創設するとしている。「地域再生法」(平成17年法律第24号)の改正を前提に、企業が地域再生法改正法の施行日から平成31年度末までに、地方創生推進寄附活用事業(仮称)に関連する寄附金を支出した場合、法人事業税および法人住民税(道府県税・市町村税)、法人税から、寄附金額の一部を税額控除できるとしている。現行の寄附金税制では、企業が国や地方自治体に寄附した場合、その全額を損金に算入でき、実質的な負担を寄附金額より約3割軽減することができる。今回の改正を合わせると、対象事業への寄附金額の約6割の負担を軽減することが可能となる(与党大綱, pp.10, 62-64.)。

結婚、出産、子育てや雇用など、地方創生に効果が高い事業であると、政府から認定を受けたものが地方創生推進寄附活用事業の対象となる。企業の寄附を引き付ける魅力のある政策を立案するよう自治体が競い合う効果が期待できる。一方で、企業が拠点を置く自治体から行政サービスを受けているにもかかわらず、寄附により他の自治体に所得が移転することへの批判や、寄附を受けた自治体が企業に対し、入札などで便宜を図るといった

²⁴ 制度の概要については、梶善登「平成26年度税制改正案の概要」『ISSUE BRIEF—調査と情報—』814号, 2014.2.21, p.2. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8426111_po_0814.pdf?contentNo=1> を参照のこと。

懸念も指摘されている²⁵。

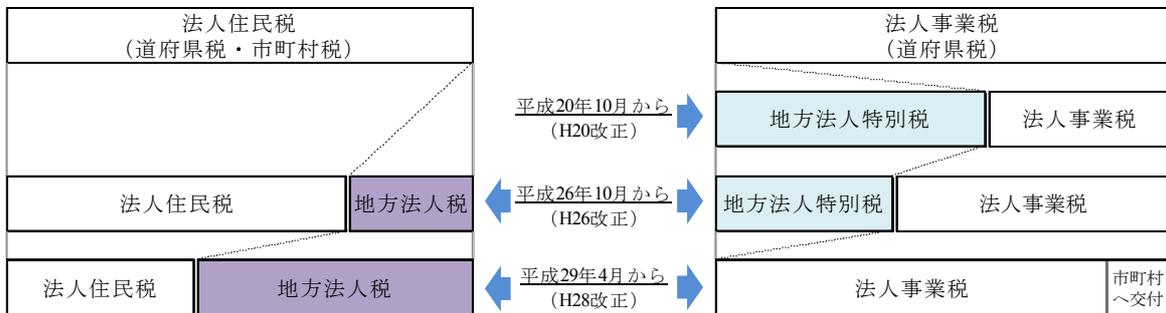
（２）地方法人課税の偏在是正

消費税率10%への引上げに伴い、当該税率に含まれる地方消費税の税率も1.7%から2.2%へ引き上げられるため、消費水準の格差に起因する地域間の税収格差が拡大することが見込まれる。与党大綱では、地域間の財源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、平成26年度税制改正において法人住民税の一部を国税化する形で創設され、地方交付税の原資となっている地方法人税（国税）について、平成29年度からその税率を現行の4.4%から10.3%へ引き上げるとしている。これに伴い法人住民税は縮小されることとなる²⁶。この改正により、地方法人税の税収規模は8221億円拡大することとなる（政府大綱, p.106; 巻末表A参照。）。

平成20年度に法人事業税の一部を国税化する形で創設された地方法人特別税²⁷（国税）については、暫定措置として位置付けられていたことから、平成29年度に廃止し法人事業税に復元するとしている。また、平成29年度から、道府県税である法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する法人事業税交付金を新たに創設し、法人事業税の5.4%を市町村に交付するとしている（与党大綱, pp.9-10, 61-62; 図3参照。）。

この改正は、地方交付税不交付団体にとっては不利となり、東京都の場合、地方法人課税の偏在是正措置による税収減が、現状の3600億円から4600億円へと拡大する見込みとなっている²⁸。

図3 地方法人課税の偏在是正の概念図



※地方法人特別税は地方法人特別譲与税として各都道府県に譲与される。地方法人税は全額が地方交付税の原資とされ、地方に再配分される。平成29年度から法人事業税交付金が創設され、法人事業税のうち5.4%が都道府県から市町村に交付される。

（出典）筆者作成。

（３）地方拠点強化税制の拡充

平成27年度税制改正において、地方拠点強化税制が創設され、本社機能等を東京圏から地方に移転する企業や、地方において本社機能等を拡充する企業を対象として、建物等

²⁵ 「2016年度 与党税制改正大綱 暮らし・企業 どう変わる ふるさと納税」『朝日新聞』2015.12.11.

²⁶ 平成29年度から法人住民税法人税割の標準税率を引き下げ、道府県民税法人税割を1.0%（現行3.2%）、市町村民税法人税割を6.0%（現行9.7%）とするとしている。

²⁷ 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を国税化する形で創設されたものであり、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されている。平成26年度税制改正において、地方法人特別税は3分の2に縮小され、縮小分については法人事業税に復元された。

²⁸ 「来年度税制改正 地方税再配分見直し 都の減収4600億円で決着」『日本経済新聞』2015.12.11.

に係る投資減税および雇用促進税制²⁹の特例が導入された。平成 28 年度税制改正では、地方において雇用を増やす企業の取組をさらに後押しするため、一定の調整措置を講じた上で、地方拠点強化税制に係る雇用促進税制の特例措置と所得拡大促進税制³⁰を重複して適用できるとしている（与党大綱, p.62.）。

4 自動車関連税制

（1）自動車取得税の廃止と環境性能割（仮称）の創設

消費税率 10%への引上げに伴い、平成 29 年 3 月末をもって自動車取得税を廃止し、自動車税および軽自動車税において、燃費性能に応じて取得時に課税する環境性能割（仮称）を創設する。現行の自動車税および軽自動車税については、排気量割（仮称）とするなど所定の措置を講ずるとしている。

平成 28 年度までは、一定の燃費性能基準を満たす自動車については、自動車取得税を軽減する特例措置であるエコカー減税が適用されるが、平成 29 年度以降は、自動車税または軽自動車税に組み込まれた恒久措置として、環境性能割が課されることとなる。平成 28 年度までは、自家用自動車は 0%から 3%、軽自動車は 0%から 2%の 6 段階で自動車取得税が課税されるが、平成 29 年度以降の環境性能割では簡素化され、自家用自動車は 0%から 3%の 4 段階、軽自動車は 0%から 2%の 3 段階の税率での課税となる（与党大綱, pp.13-14, 80-85; 図 4 参照。）。

図 4 自動車税・軽自動車税の環境性能割の創設

| 平成28年度まで | | | | 平成29年度以降 | | | | |
|---------------------------|-----------------|-------|--|---------------------------|-----------------|------|-----------------|-----|
| 自動車取得税 | | | | 自動車税・軽自動車税の環境性能割 | | | | |
| 自家用自動車 | | 軽自動車 | | 自家用自動車 | | 軽自動車 | | |
| 3% | | 2% | | | | | | |
| エコカー減税 | | | | | | | | |
| ガソリン自動車 (ハイブリッド自動車を含む) | H27基準 +5%超過 | 20%軽減 | | ガソリン自動車 (ハイブリッド自動車を含む) | 基準を満たさない | 3% | 基準を満たさない | 2% |
| | H27基準 +10%超過 | 40%軽減 | | | H27基準 +10%超過 | 2% | | |
| | H32基準 達成 | 60%軽減 | | ガソリン自動車 (ハイブリッド自動車を含む) | H32基準 達成 | 1% | H32基準 達成 | 1% |
| | H32基準 +10%超過 | 80%軽減 | | | H32基準 +10%超過 | 非課税 | H32基準 +10%超過 | 非課税 |
| | H32基準 +20%超過 | 非課税 | | | H32基準 +10%超過 | 非課税 | H32基準 +10%超過 | 非課税 |
| 電気自動車など | 非課税 | | | 電気自動車など | 非課税 | | 非課税 | |

※ガソリン自動車は燃費基準の達成とは別に、平成17年排出ガス規制値75%低減の達成も制度適用の条件となる。

※電気自動車などとは、電気自動車、天然ガス自動車で基準を満たすもの、プラグインハイブリッド自動車を指す。

(出典)筆者作成。

²⁹ 雇用促進税制とは、雇用者数を規定の人数および割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、雇用者増加数に応じて一定金額を法人税から税額控除できる制度である。

³⁰ 所得拡大促進税制とは、給与等支給額を規定の割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、増加額の 10%を法人税から税額控除できる制度である。

この見直しにより、車種により増税または減税となる場合が生じるが、全体の税収規模としては現行の1075億円から891億円への縮小で、184億円の減税となる（政府大綱, p.107; 巻末表 B 参照。）。また、非課税となる車の割合は、現行の38%から50%へと増加する見込みである。消費税増税による販売減を懸念する自動車業界からの要望を受け入れた形での減税ではあるが、環境に配慮した車種の販売の増加や、メーカーの環境技術の開発促進という本来の政策目的が曖昧になるとの指摘もある³¹。

（2）自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長

自動車税および軽自動車税のグリーン化特例³²（軽課）について、適用期限を1年延長し平成28年度末までとする。自動車税のグリーン化特例（軽課）については、併せて適用基準を厳格化する。平成29年度以降については、グリーン化特例が自動車税および軽自動車税の環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得るとしている（与党大綱, pp.13-14, 85-86.）。

5 その他

（1）中小企業が新規投資した場合の固定資産税の軽減

法人実効税率の引下げは赤字企業に対して減税効果はないため、赤字額が多い中小企業にとっては恩恵が少ない。中小企業の税負担を軽減し設備投資の促進を図るため、中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の制定を前提に、中小企業者等が同法の施行の日から平成30年度末までの間において、認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械および装置の取得をした場合には、当該設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とするとしている。適用の対象となる中小企業者等とは、資本金または出資金が1億円以下の法人か、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人とする。適用の対象となる設備は、販売開始から10年以内であり、旧モデル比で生産性を年1%以上向上させ、取得価額が160万円以上のものとしている（与党大綱, p.47.）。この特例措置により、183億円の減税となる見込みである（政府大綱, p.107; 巻末表 B 参照。）。

（2）住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世帯同居に対応した住宅リフォームを行った場合に受けられる税額控除制度を導入するとしている。借入金により一定の三世帯同居改修工事を行った場合、250万円を限度とした工事費用について、住宅借入金の年末残高の2%を5年間にわたって所得税額から特別控除できる。自己資金による改修の場合は、250万円を限度とした標準的な工事費用の10%について、当該年分の所得税額から特別控除できるとしている。いずれについても、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合に適用できる（与党大綱, pp.7, 19-21.）。

³¹ 「燃費新税、消費増税を緩和 新車の半分 非課税に」『日本経済新聞』2015.12.10.

³² グリーン化特例とは、排出ガス性能および燃費性能に優れた自動車に対して、それらの性能に応じて、自動車税・軽自動車税を軽減する（軽課）とともに、新車新規登録等から一定年数を経過した自動車に対して自動車税・軽自動車税を加重する（重課）措置である。

（３）農地保有に係る課税の強化・軽減

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意を踏まえ、意欲のある農家や企業が大規模な農地を持てるよう後押しするため、遊休農地の解消と利用の効率化および高度化の促進を図り、農地保有に係る固定資産税を強化・軽減するとしている。平成 29 年度から、農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地について、農地売買の特殊性を考慮して適用されている固定資産税の軽減措置の適用をなくし、該当する農地の固定資産税を約 1.8 倍に強化する。一方で、所有する農地を農地中間管理機構に一定期間以上貸し出した場合には、当該農地に係る固定資産税および都市計画税を軽減する措置を 2 年間に限り講ずる。貸出期間が 10 年以上の場合は最初の 3 年間、15 年以上の場合は最初の 5 年間について 2 分の 1 に軽減するとしている（与党大綱, pp.43-44.）。

（４）空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

適切な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることを踏まえ、こうした空き家の発生を抑制する観点から、相続により生じた古い空き家について、相続人が必要な耐震改修等を行った上で売却した場合、その譲渡所得に 3000 万円の特別控除を適用する特例を創設するとしている。対象となる空き家は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋で、相続開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限り、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に譲渡されたものとしている（与党大綱, pp.11, 18-19.）。

（５）セルフメディケーション推進のためのスイッチ OTC 薬控除の創設

年々増加する医療費の抑制のため、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、いわゆるスイッチ OTC 医薬品³³の購入費用について、セルフメディケーション（自主服薬）推進のための所得控除制度を導入するとしている³⁴。平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、対象となるスイッチ OTC 医薬品を年間 1 万 2000 円超購入した場合、その超える部分の金額について、8 万 8000 円を上限として当該年分の総所得金額から控除できるとしている（与党大綱, pp.8-9, 30-31.）。

（６）見送られた項目

酒税については、同一の分類に属する酒類間における税率格差が商品開発や販売数量に影響し、ひいては税収減を招いているとして、ビール、発泡酒、第三のビールの税率格差を是正する方向で検討されていたが、平成 28 年度税制改正では是正が見送られることとなった。

その他、年金課税や金融所得課税の更なる一体化、医療に係る消費税等の税制の在り方などについても、今後の検討事項とされており、平成 29 年度以降の税制改正において議論される見込みである（与党大綱, pp.108-110.）。

³³ スイッチ OTC 医薬品とは、元来医療用医薬品として使われており、成分の有効性や安全性などに問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる一般用医薬品に転換されたものを言う。

³⁴ 適用を受けるには、健康の維持増進および疾病の予防への「一定の取組」を行うことが要件となっており、①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康診査、⑤がん検診などが一定の取組に該当する。

Ⅲ 論評と今後の論点

1 論評

平成 28 年度税制改正では、消費税の軽減税率制度の導入や、法人税の実効税率の引下げが議論の中心となった。特に消費税の軽減税率制度については、連日メディアで大きく取り上げられるなど、国民的な関心を集めるトピックとなった。

軽減税率の対象品目は、酒・外食を除く飲食料品および定期購読の新聞とされたが、「消費者にとってはシンプルでわかりやすい仕組みになった」（大手コンビニエンスストア幹部）という声の一方で、「消費者が外食から税率の低い弁当や総菜などの中食に流れる可能性がある」（大手ファミリーレストランチェーン幹部）との声もある³⁵。また、「売上げに直接つながらないシステム変更への投資は中小スーパーの経営を圧迫する」（日本スーパーマーケット協会事務局長）など、複数税率に伴うシステム投資負担に対する事業者側からの懸念も聞かれる³⁶。財源については、平成 28 年度税制改正大綱において確定していないため、識者からは、「軽減税率導入によって消費税増税による家計の痛みは一定程度緩和されるが、財源の裏付けに目途が立っておらず、財政再建への影響が懸念される」との意見も見られた³⁷。また、小林喜光経済同友会代表幹事は、軽減税率制度導入に伴う財源の確保について「財政健全化に向けて歳入と歳出の両面で改革が大事」との見解を述べている³⁸。

法人税の実効税率の引下げについては、経済界からの評価が高く、石田徹日本商工会議所専務理事は「安倍内閣が目指す強い経済の実現に向け、対日投資の促進や企業の国際競争力の強化で評価できる」と述べている³⁹。識者からは、「与党が法人実効税率の早期引下げに動いたことは評価できる。企業が設備投資にお金を回す余裕が出てくるし、賃金引上げにつながって消費が増えれば、日本経済にプラスだ」との評価がある⁴⁰。一方で、法人実効税率引下げによる税収減については、外形標準課税の拡大ではなく、「租税特別措置法」（昭和 32 年法律第 26 号）の見直しなど、別の方法で補うべきであり、「外形標準課税の拡大は、賃金を増やした企業の課税が強化されるので、雇用を増やすことに及び腰になってしまう」との意見もあった⁴¹。

2 今後の論点

平成 28 年度以降に引き続き議論される主な論点としては、消費税の軽減税率制度の財源確保が挙げられる。与党大綱では、財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革の原点に立って安定的な恒久財源を確保することとし、自民・公明両党で責任を持ってこれに対応するとしている。軽減税率制度の導入による減収額は約 1 兆円と言わ

³⁵ 「軽減税率 線引き案 外食離れに拍車 警戒」『産経新聞』2015.12.16.

³⁶ 「軽減税率 消費が変わる」『日本経済新聞』2015.12.16.

³⁷ 「熊谷亮丸・大和総研チーフエコノミスト 経済活性化に効果」『毎日新聞』2015.12.17.

³⁸ 「財政議論先送り「政策より政局」 同友会代表幹事」『東京新聞』2015.12.16.

³⁹ 「活性化、好循環に期待 財界 賃上げには慎重論」『読売新聞』2015.12.11.

⁴⁰ 「三井住友アセットマネジメント・市川雅浩氏 引き下げに余地」『読売新聞』2015.12.11.

⁴¹ 「中央大教授・森信茂樹氏 雇用増及び腰も」『読売新聞』2015.12.11. なお、森信氏は、法人実効税率の引下げについては、基本的に賛成の立場をとっている。例えば、森信茂樹『日本の税制—何が問題か—』岩波書店、2010 年など。

れており、医療や介護などの自己負担総額に上限を設ける低所得者対策である総合合算制度の導入を見送ることで約 4000 億円の財源を確保したものの、残りの約 6000 億円については目途が立っていないとされている。財源の候補としては、アベノミクスによる税収の上振れや、たばこ税の増税、社会保障の歳出削減、国債の発行などが挙げられているが、平成 28 年度末まで難しい議論が続けられる見通しである⁴²。また、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に向けた措置や、外食に当たるか否かの微妙な場合分けなど、実務面での詳細な制度設計についても焦点となろう。

おわりに

消費税の軽減税率制度については、日々の生活に関係することから国民の関心も高く、平成 29 年 4 月からの実現に向けて、今後様々な議論が行われていくであろう。消費者や事業者にも混乱が生じないように、細やかな制度設計が望まれる。法人税に関しては、平成 28 年度から 20%台の法人実効税率が実現する見込みであり、内部留保を増やしていると言われる大企業が、税制面での企業環境の改善により、国内での設備投資や賃上げに動き、経済の好循環が生み出されていくことが期待される。また、今後の税制改正においては、個別の税目に関する議論と共に、公平・中立・簡素という租税原則の下、財政健全化を目指したバランスのとれた税体系の構築という視点もますます重要になるであろう。

⁴² 「軽減税率 決着 品目・財源 曖昧さ残す」『日本経済新聞』2015.12.13; 「財源めど立たず 軽減税率 揺らぐ 財政健全化」『毎日新聞』2015.12.13.

表 A 平成 28 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位:億円)

| 改正事項 | 平年度 | 初年度 |
|--------------------------------|--------------|--------------|
| 1. 個人所得課税 | | |
| (1)スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 | ▲ 30 | - |
| (2)既存住宅の三世同居改修工事に係る特例の創設 | ▲ 10 | 0 |
| 個人所得課税 計 | ▲ 40 | 0 |
| 2. 法人課税 | | |
| (1)法人税率の引下げ | ▲ 3,340 | ▲ 1,550 |
| (2)生産性向上設備投資促進税制の見直し | 2,410 | 570 |
| (3)その他の租税特別措置の見直し | 240 | 140 |
| (4)減価償却の見直し | 650 | 570 |
| (5)地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 | ▲ 20 | - |
| 法人課税 計 | ▲ 60 | ▲ 270 |
| 3. 消費課税 | | |
| (1)外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し | ▲ 70 | ▲ 50 |
| (2)高額資産を取得した場合における消費税の特例措置の見直し | 10 | 10 |
| 消費課税 計 | ▲ 60 | ▲ 40 |
| 合 計 | ▲ 160 | ▲ 310 |

- (注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。
- (注2) 「2. (1)法人税率の引下げ」の平年度の減収見込額は、平成30年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の減収見込額である。(平成28年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の平年度の減収見込額は▲2,390億円である。)
- (注3) 「2. (2)生産性向上設備投資促進税制の見直し」の平年度の増収見込額は、平成29年4月1日以降の取得分より適用される改正の増収見込額である。(平成28年4月1日～平成29年3月31日の取得分に適用される改正の平年度の増収見込額は720億円である。)
- (注4) 「2. (2)生産性向上設備投資促進税制の見直し」「2. (3)その他の租税特別措置の見直し」「2. (4)減価償却の見直し」の中には、損益計上時期の変化に伴う一時的な増収が含まれる。
- (注5) 「2. (3)その他の租税特別措置の見直し」は、環境関連投資促進税制の見直し(平年度140億円、初年度100億円)、雇用促進税制の見直し(平年度80億円、初年度30億円)及び国際戦略総合特区税制の見直し(平年度20億円、初年度10億円)である。
- (注6) 「2. 法人課税」のうち「欠損金繰越控除の更なる見直し」については、平成27年度改正において、繰越欠損金の控除限度の50%までの引下げによる増減収見込額を既に計上しているため、平成28年度の税制改正による増減収見込額としては計上していない。法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保の概要については、「(参考3)」を参照。
- (注7) 地方法人税の税率引上げによる特別会計分の増収見込額は、平年度8,221億円。地方法人特別税の廃止による特別会計分の減収見込額は、平年度▲18,809億円となる(総務省試算)。

【別掲】 軽減税率関係

(単位:兆円)

| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 消費税の軽減税率制度の導入 (平成29年4月より施行予定) | ▲ 1.0 程度 (うち国分▲0.8程度) |
|-------------------------------|-----------------------|

- (注1) 上記の計数は、国分と地方分の計数を合計し、1千億円未満を四捨五入している。
- (注2) 軽減税率制度の導入にあたっては、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。

(出典) 「平成 28 年度税制改正の大綱」(平成 27 年 12 月 24 日閣議決定) p.106. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf>

表B 平成28年度の税制改正（地方税関係）による増減収見込額

| 改正事項 | 平 年 度 | | | 初 年 度 | | |
|--|---------|------|---------|-------|------|------|
| | 道府県税 | 市町村税 | 計 | 道府県税 | 市町村税 | 計 |
| 1 法人住民税 | ▲ 16 | ▲ 47 | ▲ 63 | | | |
| 地方創生応援税制の創設 | ▲ 16 | ▲ 47 | ▲ 63 | | | |
| 2 法人事業税 | ▲ 460 | | ▲ 460 | | | |
| (1) 税率の改正（外形標準課税の拡大） | | | | | | |
| ・ 所得割の税率引下げ | ▲ 3,940 | | ▲ 3,940 | | | |
| ・ 付加価値割及び資本割の税率引上げ | 3,900 | | 3,900 | | | |
| (2) 外形標準課税に係る負担変動軽減措置の拡充 | ▲ 380 | | ▲ 380 | | | |
| (3) 地方創生応援税制の創設 | ▲ 42 | | ▲ 42 | | | |
| (4) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 | 2 | | 2 | | | |
| 3 不動産取得税 | ▲ 1 | | ▲ 1 | ▲ 1 | | ▲ 1 |
| 市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の課税標準の特例の拡充 | ▲ 1 | | ▲ 1 | ▲ 1 | | ▲ 1 |
| 4 自動車取得税 | ▲ 1,075 | | ▲ 1,075 | | | |
| 廃止 | ▲ 1,075 | | ▲ 1,075 | | | |
| 5 自動車税 | 744 | | 744 | | | |
| 環境性能割の創設 | 744 | | 744 | | | |
| 6 固定資産税 | | 36 | 36 | | 26 | 26 |
| (1) 農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減の措置の創設 | ▲ | 1 | ▲ 1 | | | |
| (2) 中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置に係る課税標準の特例措置の創設 | ▲ | 183 | ▲ 183 | | | |
| (3) 防災及び被災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設 | ▲ | 10 | ▲ 10 | | | |
| (4) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し | | 148 | 148 | | | |
| (5) 新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る課税標準の特例措置の創設等 | ▲ | 2 | ▲ 2 | | | |
| (6) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 | | 25 | 25 | | 25 | 25 |
| (7) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 | | 1 | 1 | | 1 | 1 |
| (8) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 | | 58 | 58 | | | |
| 7 軽自動車税 | | 147 | 147 | | | |
| 環境性能割の創設 | | 147 | 147 | | | |
| 8 都市計画税 | | 6 | 6 | | 4 | 4 |
| (1) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 | | 4 | 4 | | 4 | 4 |
| (2) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 | | 2 | 2 | | | |
| 合 計 | ▲ 808 | 142 | ▲ 666 | ▲ 1 | 30 | 29 |
| 国税の税制改正に伴うもの | 356 | ▲ 95 | 261 | 25 | 16 | 41 |
| 個人住民税 | ▲ 10 | ▲ 15 | ▲ 25 | | | |
| 法人住民税 | ▲ 13 | ▲ 80 | ▲ 93 | 5 | 16 | 21 |
| 法人事業税 | 395 | | 395 | 31 | | 31 |
| 地方消費税 | ▲ 16 | | ▲ 16 | ▲ 11 | | ▲ 11 |
| 再 計 | ▲ 452 | 47 | ▲ 405 | 24 | 46 | 70 |

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

(注2) 法人住民税法人税割の税率引下げによる減収額は、平年度8,709億円と見込まれる。

(注3) 地方法人特別税から法人事業税への還元による影響額は、平年度1兆8,809億円と見込まれる。

(注4) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収額は、初年度22億円と見込まれる。

【別掲】 軽減税率関係

(単位：兆円)

| | | |
|---------------|-----------------|-----------------------|
| 消費税の軽減税率制度の導入 | (平成29年4月より施行予定) | ▲ 1.0程度 (うち地方分▲0.2程度) |
|---------------|-----------------|-----------------------|

(注1) 上記の計数は、国分と地方分の計数を合計し、1千億円未満を四捨五入している。

(注2) 軽減税率制度の導入にあたっては、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。

(出典) 「平成28年度税制改正の大綱」(平成27年12月24日閣議決定) p.107. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf>

表C 法人税改革（法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保）の概要

(単位:億円)

○ 法人税(国税)

| | ㉘ | ㉙ | ㉚ |
|--|---------|---------|---------|
| | 対28改正前 | 対28改正前 | 対28改正前 |
| <法人税の税率引下げ> | ▲ 2,390 | ▲ 2,390 | ▲ 3,340 |
| <課税ベースの拡大等による財源確保> | | | |
| ・ 生産性向上設備投資促進税制の見直し(参考1 2.(2)) ㉘(縮減)、㉙～(廃止) | + 720 | + 2,410 | + 2,410 |
| ・ その他の租税特別措置の見直し㉘～(参考1 2.(3)) | + 240 | + 240 | + 240 |
| ・ 減価償却の見直し㉘～(参考1 2.(4)) | + 650 | + 650 | + 650 |
| ・ 欠損金繰越控除の更なる見直し ㉘(65%→60%)、㉙(50%→55%) | + 760 | ▲ 920 | — |
| 小計 | + 2,370 | + 2,380 | + 3,300 |
| 合計 | ▲ 20 | ▲ 10 | ▲ 40 |

(注1) 平成28年度税制改正による現時点の増減収見込額(平年度ベース)を機械的に記載したもの。計数は今後変動がありうる。

(注2) 「欠損金繰越控除の更なる見直し」による28年度の増収・29年度の減収は、これらの年度限りのもの。

○ 法人事業税(地方税)

| | ㉘ | ㉙ | ㉚ |
|-------------------------------|---------|---------|---------|
| | 対28改正前 | 対28改正前 | 対28改正前 |
| <所得割の税率引下げ> ㉘4.8%(28改正前)→3.6% | ▲ 3,940 | ▲ 3,940 | ▲ 3,940 |
| <課税ベースの拡大等による財源確保> | | | |
| ・ 外形標準課税の拡大(㉘4/8(28改正前)→5/8) | + 3,900 | + 3,900 | + 3,900 |
| 合計 | ▲ 40 | ▲ 40 | ▲ 40 |

○ 法人実効税率の引下げ

| | ㉘ | ⇒ | ㉘・㉙ | ㉚ |
|----------------|--------|---|--------|--------|
| 法人税率 | 23.9% | | 23.4% | 23.2% |
| 法人事業税所得割(標準税率) | 6.0% | | 3.6% | 3.6% |
| 国・地方の法人実効税率 | 32.11% | | 29.97% | 29.74% |

(出典) 「平成28年度税制改正の大綱」(平成27年12月24日閣議決定) p.108. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf>